

マイナンバーカードセンターでできる主なお手続き

Services Available at the Kagoshima City My Number Card Center



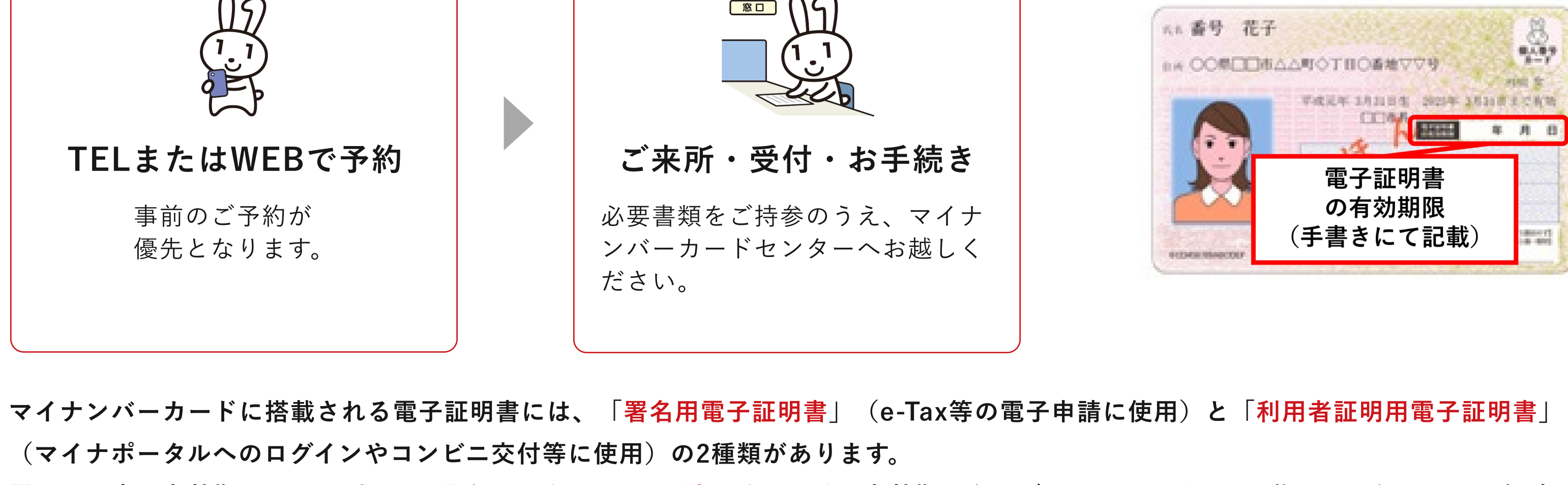
※こちらに記載のないお手続きも受付可能な場合があります。

その他のお手続きについてのご相談はコールセンター(099-833-9019)まで

3-1 電子証明書の発行・更新

流れについて

Flow



マイナンバーカードに搭載される電子証明書には、「**署名用電子証明書**」(e-Tax等の電子申請に使用)と「**利用者証明用電子証明書**」(マイナンバーポータルへのログインやコンビニ交付等に使用)の2種類があります。

電子証明書の有効期限は、原則として**発行日から5回目の誕生日**までです。有効期限を過ぎると、コンビニでの住民票取得、マイナンバーカードとしての利用、e-Taxでの確定申告などができなくなりますので、お早めに更新手続きをお済ませください。

※電子証明書の有効期限が近づくと、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から有効期限通知書が届きます。届いた方は、お早めにお手続きください。

※有効期限満了までの期間が3カ月未満であれば、有効期限の通知書がなくても更新手続きは可能です。

以下の必要書類を持って、マイナンバーカードセンターにお越しください。

●申請者本人が来所する場合

- 申請者本人のマイナンバーカード
- 申請者本人のマイナンバーカードの暗証番号(顔認証マイナンバーカードの場合、暗証番号は不要)
- 住民基本台帳用(数字4桁)
- 利用者証明用電子証明書用(数字4桁)
- 署名用電子証明書用(英数字6桁~16桁)

●法定代理人が来所する場合

- 申請者本人のマイナンバーカード
- 申請者本人のマイナンバーカードの暗証番号(顔認証マイナンバーカードの場合、暗証番号は不要)
- 住民基本台帳用(数字4桁)
- 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- 署名用電子証明書用暗証番号(英数字6桁~16桁)
 - ※本人が15歳以上18歳未満の場合
- 法定代理人の本人確認書類
 - A書類1点
- 法定代理人であることが確認できるもの(次のうちいずれか)
 - 申請者本人が未成年者…戸籍謄本(ただし、「本籍地が鹿児島市の場合」、「来所した法定代理人が同世帯で親子関係にある場合」は不要)
 - 申請者本人が成年被後見人…登記事項証明書
 - 申請者本人が被補助人、被保佐人、任意被後見人…登記事項証明書及び代理行為目録等

●任意代理人が来所する場合

申請者本人の意思や暗証番号を確認するため、本人宛てに送付する照会回答書兼委任状が必要になります。

- 照会回答書兼委任状は有効期限の通知にも同封されています。
- ※お手元がない場合はお送りいたしますので、コールセンター(099-833-9019)にお問い合わせください。
- 申請者本人のマイナンバーカード
- 任意代理人の本人確認書類
 - A書類1点
- 照会書回答書兼委任状(申請者本人が記入し、封入・封緘のうえお持ちください)

注意事項

・暗証番号をお忘れの方は「**3-2 暗証番号の再設定**」をご確認ください。マイナンバーカード以外の本人確認書類もあわせてお持ちください。

※暗証番号の再設定の手続きを法定代理人以外の代理人が行う場合、別途照会回答書兼委任状が必要になります。必ず事前にご相談ください。

・鹿児島市内の指定16郵便局でも電子証明書の更新等のお手続きが可能です。詳しくは[こちら](#)からご確認ください。

3-2 暗証番号の再設定

マイナンバーカードの暗証番号は4種類あります。

暗証番号の種類	桁数	ロックまでの回数	主な使用場所
署名用電子証明書用	英数字6~16桁	5連続ミス	e-Tax 各種電子申請
利用者証明用電子証明書用	数字4桁	3連続ミス	健康保険証としての利用 マイナンバーポータルログイン コンビニ交付
住民基本台帳用	数字4桁	3連続ミス	転入届等の届出
券面事項入力補助用	数字4桁	3連続ミス	基本情報の読み取り

※暗証番号を忘れた場合やロックがかかった場合は、再設定(初期化)が必要です。

以下の必要書類を持って、マイナンバーカードセンターにお越しください。

●申請者本人が来所する場合

- 申請者本人のマイナンバーカード
- ※マイナンバーカード搭載のICチップの情報と券面に記載された情報が一致しない場合、マイナンバーカードとA書類1点又はB書類1点が必要になります。

●法定代理人が来所する場合

- 申請者本人のマイナンバーカード
- 法定代理人のA書類2点又はA書類1点+B書類1点
- ※本人確認書類の券面事項が最新でない場合は、事前に発行元で変更し、持参してください。また、有効期限内のものに限ります。
- ※本人確認書類の券面事項が破損・汚損等によって、本人確認が困難な場合は、受付できません。事前に発行元から再発行を受けてください。
- ※本人同行無しの場合は申請者本人のマイナンバーカードとA書類1点又はB書類1点が必要です。
- 法定代理人であることが確認できるもの(次のうちいずれか)
 - 申請者本人が未成年者…戸籍謄本(ただし、「本籍地が鹿児島市の場合」、「来所した法定代理人が同世帯で親子関係にある場合」は不要)
 - 申請者本人が成年被後見人…登記事項証明書
 - 申請者本人が被補助人、被保佐人、任意被後見人…登記事項証明書及び代理行為目録等

●任意代理人が来所する場合

- 申請者本人のマイナンバーカード
- 任意代理人のA書類2点又はA書類1点+B書類1点
- 申請者本人の意思や設定したい暗証番号を確認するため、本人宛てに送付する照会回答書兼委任状が必要になります。(申請者本人が記入し、封入・封緘のうえお持ちください)
- ※お送りいたしますので、コールセンター(099-833-9019)へお問い合わせください。

注意事項

・署名用電子証明書の暗証番号(英数字6~16桁)と利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)のみ、全国のセブン-イレブン・ローソン・ファミリーマートのキオスク端末(マルチコピー機)でも再設定が可能です。事前にスマートフォンアプリでの予約が必要です。詳しくは[JPKI暗証番号リセットサービス](#)をご確認ください。

・鹿児島市内の指定16郵便局でも電子証明書の更新等のお手続きが可能です。詳しくは[こちら](#)からご確認ください。

3-3 券面事項変更(住所・氏名等変更)

住民異動届(転入・転居)や戸籍届(婚姻届等)により住所や氏名に変更があった場合に、マイナンバーカードの券面の記載を変更します。

※以下のようなお方は券面記載事項変更はできません。カードの作り直しとなりますので、**マイナンバーカードの申請**をご確認ください。

- カードの有効期限が切れている
- 転入届をした日から90日以上経過している
- カードが何らかの理由で廃止となっている
- 券面記載欄がいっぱいになっている

以下の必要書類を持って、マイナンバーカードセンターにお越しください。

●申請者本人が来所する場合

- 申請者本人のマイナンバーカード
- 住民基本台帳用暗証番号(4桁)
- ※現在設定されている暗証番号の入力が必要です。暗証番号がロックされている場合やお忘れの場合は「**3-2 暗証番号の再設定(初期化)**」をご確認ください。

●住民票上の同一世帯の方、又は法定代理人が来所する場合

- 申請者本人のマイナンバーカード(暗証番号を入力できる場合に限り)
- 代理人の本人確認書類A書類1点もしくはB書類1点
- 申請者本人が成年被後見人…登記事項証明書
- 申請者本人が被補助人、被保佐人、任意被後見人…登記事項証明書及び代理行為目録等
- ※本人と同一世帯以外の方は、原則、手続できません。
- ※本人確認書類の券面事項が最新でない場合は、事前に発行元で変更し、持参してください。また、有効期限内のものに限ります。
- ※本人確認書類の券面事項が破損・汚損等によって、本人確認が困難な場合は、受付できません。事前に発行元から再発行を受けてください。
- ※本人同行無しの場合は申請者本人のマイナンバーカードとA書類1点又はB書類1点が必要です。

●任意代理人が来所する場合

申請者本人の意思や暗証番号を確認するため、本人宛てに送付する照会回答書兼委任状が必要になります。

- 照会回答書兼委任状は有効期限の通知にも同封されています。
- ※お手元がない場合はお送りいたしますので、コールセンター(099-833-9019)にお問い合わせください。
- 申請者本人のマイナンバーカード
- 任意代理人の本人確認書類A書類2点もしくはA書類1点+B書類1点
- 照会書回答書兼委任状(申請者本人が記入し、封入・封緘のうえお持ちください)

注意事項

・住所・氏名の変更は、鹿児島市役所本庁又は各支所での**住民異動届等**が完了し、住民票に反映済みののみが対象です。マイナンバーカードセンターでは住民異動届と同時にマイナンバーカードの記載事項変更を行うことはできません。

・住所や氏名を変更すると、マイナンバーカードに搭載されている**署名用電子証明書が自動的に失効**します。申請者ご本人がまたは法定代理人がお越しの場合は、その場で新しい署名用電子証明書を発行できます。任意代理人の場合は、別途「**3-1 電子証明書の発行・更新**」のお手続きをご確認ください。

3-4 一時停止解除

マイナンバーカードの紛失届出により一時停止の手続きを行った後に、カードが見つかった場合の解除手続きです。

以下の必要書類を持って、マイナンバーカードセンターにお越しください。

●申請者本人が来所する場合

- 申請者本人のマイナンバーカード
- 利用者用電子証明書暗証番号(数字4桁)
- 署名用電子証明書用暗証番号(数字6桁~16桁)

●法定代理人が来所する場合

- 申請者本人のマイナンバーカード
- 利用者用電子証明書暗証番号(数字4桁)
- 署名用電子証明書用暗証番号(数字6桁~16桁)
- ※本人が15歳以上18歳未満の場合
- 法定代理人の本人確認書類A書類1点
- 代理権が確認できる書類
 - 15歳未満の親権者：戸籍謄本等(住民票上同一世帯で親子関係がわかる場合または本籍地が鹿児島市内にある場合は不要です。)
 - 成年後見人：登記事項証明書
 - 保佐人、補助人、任意後見人：登記事項証明書の代理行為目録(代理行為目録にマイナンバーカードに関する(類推される)事項が記載されていることが確認できない場合は、代理権を有さないため、法定代理人としてのお手続きができません。)

●任意代理人が来所する場合

申請者本人の意思や暗証番号を確認するため、本人宛てに送付する照会回答書兼委任状が必要になります。

- 照会回答書兼委任状は有効期限の通知にも同封されています。
- ※お手元がない場合はお送りいたしますので、コールセンター(099-833-9019)にお問い合わせください。
- 申請者本人のマイナンバーカード
- 任意代理人の本人確認書類A書類1点
- 照会書回答書兼委任状(申請者本人が記入し、封入・封緘のうえお持ちください)

注意事項

・一時停止の解除後、暗証番号がロックされている場合は、あわせて暗証番号の再設定(初期化)も行えます。

・別途「**3-2 暗証番号の再設定**」をご確認ください。

・マイナンバーカードの一時停止の解除後、再度、電子証明書を利用する場合、電子証明書を再発行する必要がありますがご本人、申請者ご本人または法定代理人がお越しの場合は、その場で電子証明書を再発行できます。任意代理人の場合は、別途「**3-1 電子証明書の発行・更新**」をご確認ください。